

令和 7 年 4 月から

「育児休業支援手当金」及び 「育児時短勤務手当金」が新設されます

育児休業支援手当金

子の出生日から 56 日まで（産後休暇を取得した場合は 112 日まで）の期間に、育児休業等を原則として両親ともに通算 14 日以上育児休業手当金を取得した場合、28 日を上限として 1 日につき標準報酬日額の 13% が支給されます。

育児時短勤務手当金

組合員が 2 歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、支給対象月ごとに支払われた報酬の原則 10% が支給されます。

いずれの制度も、施行日である令和 7 年 4 月 1 日以後に育児休業または育児時短勤務を開始した組合員が対象です。